

2002年(平成14年)10月21日

大阪府教育委員会 様

異議申立て団体氏名
異議申立て団体住所

高南応援団

同代表氏名
同住所

㊟

異議申立て書

行政不服審査法第6条により、次のとおり異議申立てをする。

1. 異議申立てに係る処分
不存在による非公開決定通知書(教委高改第34号)による処分(9件)
2. 前項の処分があったことを知った年月日
平成14年9月30日
3. 異議申立て年月日
平成14年10月21日
4. 異議申立ての趣旨
不存在による非公開決定を取り消し、請求に係る全ての文書を開示するとの決定を求める。
5. 異議申立ての理由
本計画策定(決定)のプロセスで、当然準備され、検討されなければならない基礎的資料や検討経過(職務上、作成されなければならない行政文書)が、当該実施機関によって「不存在」として一切明らかにされないのは、行政施策の決定自体の正当性・客観性・公益性の判断を不能にするものである。存在して当然の文書等が「作成されていない」「取得していない」「管理されていない」と言う口実で、非公開とする決定は、当該実施機関の職務の実態に照らして、著しく合理性を欠き不当であり、かつ信じがたい。

府教委の府立高校再編整備計画を計画立案・実施する上で、府教委関係者が、職務上、作成した一切の文書・メモ等は、公文書である。府情報公開条例では、「行政文書」の定義として、「実施機関の職員が職務上作成し、または取得した文書、図面、写真及びスライド並びに電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているものをいう。」としている。府立高校再編整備計画は、現在、いまだ第1期第3次にとどまり、その途上にある。実施機関の職員が、「職務上作成し、又は取得した文書等」で、かつ今後の計画実施の上で、「実施機関の職員が組織的に用いるもの」として位置付けられるべき文書の適切な管理は同計画実施にとって不可欠なものである。その計画立案上の基礎的討議をまとめた行政文書・比較検討関係文書等を、当該実施機関が「作成していない」ということは、本来、結果として府有財産処

分にかかわる施策決定関係の行政文書として適正に管理されていなければならない公文書をあえて「作成、ないし取得せず」、かつ「管理していない」ことの職務上の怠慢を自認するものである。これらは、大阪府と府民に甚大な損害を与えるおそれのつよい行為と判断せざるを得ない。これによって、行政による政策決定過程を不透明なものとし、府情報公開条例の趣旨を著しく阻害し、これまでの統合再編整備計画、及び今後の同計画決定にかかわる行政行為の正当性・客観性・公益性を疑わしめていると言っても過言ではない。

実際に、高南応援団が行った第1次公開請求と第2次請求において、「不存在」とされたいくつかの行政文書を、議会、及び教育団体関係者より、当時、極秘裏に見せられたという関係者もあり、「その行政文書は府教委の府立高校再編整備計画策定にとって欠かせないものである」と証言している。さらにまた、府教育委員会自身が、高槻南高校PTAの公開質問状への回答(01・11)の中で、その存在を認めている事実にかかわる文書まで、「作成していない」としているのは、余りに不自然で信用できない。

6. 「処分庁の教示の有無及びその内容」

「『この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、大阪府教育委員会に対して異議申立てをすることができます』』との教示があった。」

7. 審理の方式

口頭で意見を述べる機会を与えることを求める。